

平成28年 第4回臨時会

# 浪江町議会会議録

平成28年7月29日 開会

平成28年7月29日 閉会

浪江町議会

# 平成28年第4回浪江町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（7月29日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案第64号から議案第71号の一括上程、説明	6
議案第64号の質疑、討論、採決	12
議案第65号の質疑、討論、採決	13
議案第66号の質疑、討論、採決	15
議案第67号の質疑、討論、採決	19
議案第68号の質疑、討論、採決	20
議案第69号の質疑、討論、採決	21
議案第70号の質疑、討論、採決	21
議案第71号の質疑、討論、採決	23
町長あいさつ	24
閉会の宣告	25

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成28年浪江町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成28年7月19日

浪江町長 馬場 有

1 期 日 平成28年7月29日（金） 午前9時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場 二本松事務所

3 付議事件

- (1) 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正について
- (2) 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の選定について
- (3) 土地の取得について
- (4) 土地の取得について
- (5) 工事請負契約の締結について  
(幾世橋住宅団地(第1工区)造成工事)
- (6) 工事請負契約の締結について  
(棚塩排水機場他撤去工事)
- (7) 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）

○応招・不応招議員

応招議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

不応招議員（0名）

# 第 4 回 臨 時 町 議 会

( 第 1 号 )

平成28年浪江町議会第4回臨時会

議事日程(第1号)

平成28年7月29日(金曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第64号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正  
について
- 日程第 4 議案第65号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指  
定について
- 日程第 5 議案第66号 土地及び建物の取得について
- 日程第 6 議案第67号 土地の取得について
- 日程第 7 議案第68号 土地の取得について
- 日程第 8 議案第69号 工事請負契約の締結について(幾世橋住宅  
団地(第1工区)造成工事)
- 日程第 9 議案第70号 工事請負契約の締結について(棚塩排水機  
場他撤去工事)
- 日程第10 議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算(第  
3号)

出席議員（15名）

1 番	渡 邊 泰 彦 君	2 番	佐々木 勇 治 君
3 番	鈴 木 幸 治 君	4 番	吉 田 数 博 君
5 番	平 本 佳 司 君	6 番	松 田 孝 司 君
7 番	山 崎 博 文 君	8 番	若 月 芳 則 君
9 番	佐々木 恵 寿 君	10 番	山 本 幸一郎 君
11 番	泉 田 重 章 君	12 番	佐 藤 文 子 君
13 番	紺 野 榮 重 君	14 番	三 瓶 宝 次 君
15 番	馬 場 績 君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	副 町 長
馬 場 有 君	宮 口 勝 美 君
副 町 長	総 務 課 長
本 間 茂 行 君	佐 藤 良 樹 君
復興再生事務所長	復興推進課長
兼まちづくり整備課長	山 本 邦 一 君
安 倍 靖 君	帰町準備室長
産業振興課長	鈴 木 政 己 君
岩 野 善 一 君	

---

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	次 長
清 水 佳 宗	横 山 秀 樹
書 記	
柴 野 早 苗	

---

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から5年4か月が過ぎました。

平成28年第4回浪江町議会臨時会に先立ち、地震、津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。お直りください。

地球温暖化防止の観点から、5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装しない自由にも配慮しております。執行部におきましても、趣旨をご理解いただきたいと思います。

なお、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

---

#### ◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は、15人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第4回浪江町議会臨時会を開会します。

(午前 9時00分)

---

#### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により6番、松田孝司君、7番、山崎博文君、8番、若月芳則君を指名します。

---

#### ◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。



よって、会期は、本日1日に決定しました。

◎議案第64号から議案第71号の一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りします。日程第3、議案第64号から日程第10、議案第71号までを一括議題としたいと思いを。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第64号から日程第10、議案第71号までを一括議題とします。

日程第3、議案第64号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第64号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、一時宿泊所であるホテルなみえの大浴場の利用が可能となったため、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） 議案第64号でございますが、浪江町帰還支援一時宿泊所条例の第11条第2項の一部を改正するものでございます。

それでは、議案第64号資料により説明させていただきます。改正の趣旨と内容でございますが、浪江町帰還支援一時宿泊所でございますホテルなみえの大浴場の利用が可能となりましたので、第11条第2項に入浴料金の追加をするものでございます。

下の新旧対照表をご覧ください。（2）としまして、入浴料金1人1回につき500円の追加をするものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第65号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第65号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてご説明いたします。

本案は、一時宿泊所であるホテルなみえの指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を

求めるものです。

詳細については、帰町準備室長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、帰町準備室長。

○帰町準備室長（鈴木政己君） それでは、議案第65号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定について内容の説明をさせていただきます。

提案理由としまして、浪江町帰還支援一時宿泊所の指定管理者を指定するものでございます。

1 管理を行わせる公の施設の名称は、浪江町帰還支援一時宿泊所、所在地は、浪江町大字権現堂字新町18番地。

2 指定管理者となる団体等の名称及び代表者は、キョウワプロテック株式会社 代表取締役 吾妻 学、住所は、福島県福島市五月町3番20号。

3 指定期間は、平成28年8月1日から平成29年3月31日となります。

また、指定管理者の予定候補者の選定に関しましては、別紙議案65号資料のとおりでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第66号 土地及び建物の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 土地及び建物の取得についてご説明いたします。

本案は、既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業に伴う、土地及び建物の取得について、相手方と売買契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、議案第66号 土地及び建物の取得についてをご説明させていただきます。

1 取得の目的でございますが、既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業でございます。

2 取得する財産、別紙既存工業用地（藤橋地区）を活用した産業団地整備事業財産取得明細書のとおりでございます。次のページの財産取得明細書をお開きください。まず、取得する土地の所在でございますが、浪江町大字藤橋字下亀下90番2ほか19筆。面積合計

は12万2582.92㎡。建物等につきましては、既存建物3棟のほか構内構築物、付帯設備一式でございます。取得予定価格は8億円であり、内訳としては、土地分が6億6500万円、建物分は1億2500万円。建物取得に伴う消費税が1000万円となっております。前の議案にお戻りください。

3 取得予定価格が、今ご説明しました8億円でございます。

4 取得の方法でございますが、随意契約でございます。

5 取得の相手方でございますが、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字亀下100番地 浪江日本ブレーキ株式会社 代表取締役 佐藤 崇でございます。

また、別紙資料といたしまして、取得する土地の一覧の地図並びに取得する建物の一覧の写真を付けてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第6、議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第67号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、まちづくり整備課長。

**○まちづくり整備課長（安倍 靖君）** それでは、議案第67号についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。まず取得する土地の所在地でございますが、別紙明細書のとおり浪江町大字中浜字西原15番、ほか7筆。面積合計7330.00㎡でございます。

取得予定価格は937万4620円。取得の相手方は、浪江町大字両竹字蛭田122番地 志賀初子でございます。

なお、別紙資料といたしまして土地取得予定箇所を表示した位置図と裏面に現在までの買取り状況一覧を付けてございますので、後ほどご覧いただければと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第7、議案第68号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第68号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 続きまして、議案第68号についてご説明いたします。

議案書をご覧くださいと思います。

取得する土地の所在地につきましては、別紙明細書のとおり、浪江町大字北幾世橋字荒井17番1、ほか10筆。面積合計1万2533.35㎡。

取得予定価格は2149万4385円。取得の相手方は、浪江町大字北幾世橋字荒井20番地 渡部政綱でございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第69号 工事請負契約の締結について（幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第69号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により、落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 議案第69号についてご説明申し上げます。

議案書をご覧くださいと思います。

契約の目的につきましては、幾世橋住宅団地（第1工区）造成工事でございます。

施工箇所は、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法は、指名競争入札。

契約金額は、1億8792万円、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額、1392万円。

契約の相手方は、浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘。

工期は、議会の議決の得た日から平成29年3月17日でございます。

続いて、議案資料をご覧いただきたいと思っております。

工事概要でございますが、図面下側、浪江東中学校の校庭東側になります。こちらに26区画、校舎北側に3区画、合計29区画の造成工事でございます。造成面積につきましては1万546.96㎡でございます。凡例にありますように水色に着色した22区画が、災害公営住宅敷。赤く着色した7区画が、防災集団移転促進事業による移転希望者向けの分譲地でございます。

なお、1区画当りの面積につきましては、平均でございますが災害公営住宅敷が約218㎡。坪数でいいますと66坪。分譲地につきましては、約315㎡。坪数でいいますと95坪となっております。造成工事完了後、災害公営住宅の建築並びに分譲地の分譲を行う予定としてございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（吉田数博君）** 日程第9、議案第70号 工事請負契約の締結について（棚塩排水機場他撤去工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**○町長（馬場 有君）** 議案第70号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、棚塩排水機場他撤去工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘と契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長より説明させます。

**○議長（吉田数博君）** 詳細説明、産業振興課長。

**○産業振興課長（岩野善一君）** それでは、議案第70号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

1 契約の目的でございますが、棚塩排水機場他撤去工事であります。

2 施工箇所は、浪江町大字棚塩、浪江町大字中浜の2カ所であります。

3 契約の方法につきましては、指名競争入札であります。

4 契約金額であります。1億8036万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1336万円であります。

5 契約の相手方ではありますが、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘でございます。

6 工期につきましては、議会の議決を得た日から平成28年11月30日であります。

続きまして、議案第70号資料に基づきましてご説明いたします。

1 事業の目的でございますが、津波により棚塩・中浜の排水機場が被災を受け、稼働出来ない状況にあります。現在、地元行政区と調整を進め棚塩排水機場は縮小し場所を変更して再設置します。中浜排水機場は、防災林への土地利用と農地としての受益が少ないことから、今後土地利用と一緒に検討していく予定であります。このような計画の中、福島県で堤防工事を進めており、平成29年度までに堤防工事を完了させることが必要であるため、早急に堤防工事に支障となる両排水機場を撤去することが目的であります。

なお、棚塩排水機場については、代行申請を福島県知事経由で東北農政局へ要請し、設置計画を進めております。

2 工事概要ではありますが、(1) 排水機場撤去、中浜排水機場一式、棚塩排水機場一式を撤去するものでございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、補正前の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2414万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を260億2181万1000円とするものであります。

詳細については、復興推進課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 詳細説明、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをお開きください。歳入の款13国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金、114万8000円の増は、節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金の増でございます。7 ページの歳出の

款 2 総務費、目 5 財産管理費の補正額に充てる財源となります。

次に、款 17 繰入金、項 2 基金繰入金、目 2 浪江町復旧・復興基金繰入金 2300 万円の増は、歳出の款 5 労働費、目 3 労働諸費の補正額に充てる財源となります。

次に、7 ページでございますが、ここからは歳出の説明でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 5 財産管理費、114 万 8000 円の増でございますが、節 13 委託料の増でございますして、下水道の供用と合わせ町内に整備した仮設浄化槽を撤去するため浄化槽内洗浄業務委託料及び浄化槽収集運搬処分業務委託料を計上しております。

次に、款 5 労働費、項 1 労働諸費、目 3 労働諸費、2300 万円の増は、節 13 委託料の増でございますして、いこいの村なみえの敷地に整備計画しております滞在施設の調査測量設計委託料を計上しております。

次に、議案第 71 号資料をご覧ください。今回の補正予算によります基金の運用状況でございますが、浪江町復旧・復興基金から 2300 万円取り崩しまして、補正後の基金残高が、62 億 7918 万 5000 円となります。

以上で説明終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

---

○議長（吉田数博君） ここで、常任委員会開催のため、10 時 30 分まで休議します。

総務常任委員会を中会議室 2 で、産業・建設常任委員会を小会議室 A・B で開催します。関係課長についても、出席をお願いします。  
(午前 9 時 2 2 分)

---

○議長（吉田数博君） 再開をいたします。

(午前 10 時 30 分)

---

#### ◎議案第 64 号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第 3、議案第 64 号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第64号 浪江町帰還支援一時宿泊所条例の一部改正  
についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第65号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第4、議案第65号 浪江町帰還支援一時宿  
泊所指定管理者の指定についてを議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
15番、馬場君。
- 15番（馬場 績君） 65号について2点ほどお尋ねをします。  
今回の指定管理者に指定されたのは、キョウワプロテック株式会  
社ということです。この指定管理者に参加希望された業者は何件あ  
ったのかということをお尋ねいたします。そして、この会社を指定  
した決定的な理由は何かと。それから、指定期間は平成28年8月1  
日から平成29年3月31日までとなっています。予定としては、平成29  
年3月解除ということになってますけども。近隣町村の避難解除の  
状況を精査するに様々な問題が内在していると思います。  
従って、指定期間3月31日となっていますけど指定期間の延長も有  
り得るという契約条項になっているのかどうか。仮に延長する、延  
長される場合、どういう状況下において延長が有り得るのかという  
ことについてお尋ねをいたします。
- 議長（吉田数博君） 答弁者、宮口副町長。
- 副町長（宮口勝美君） それではお答えします。今回の指定管理者の  
応募に関しましては2社でございます。これは、65号の資料にある  
とおり2社でございます。また、決定理由につきましては、資料に  
ありますとおり事業計画書等について審査しましたところ安定感の  
ある提案がなされたと評価をし、且つ収支計画も問題ないと認めた  
ことから、こちらを指定管理者の予定者と選定したところでござい  
ます。  
指定期間の関係でございますが、本来公の施設の管理と言います  
と最低でも3年ぐらいを目途に指定管理をしていくこととなります  
が、今回につきましては、復興庁からの予算の関係等ありまして、  
単年度契約でしかできないということもあったものですから、平成



29年3月までということであります。条件的に延長条件は入っておりませんので、延長する際には再度指定にするというかたちになるかと思えます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 65号の資料に応募業者2社の名前が入った資料がお配りしてあるということですが、資料、私の。この資料ないんだな。65号資料がありませんでした。応募者については分かりました。それから、指定期間についても復興庁の予算との関係で単年度になっていると。普通は、指定管理者の指定期間は3年ということに鑑みれば、指定期間も有り得るという含みのある答弁でしたけど。状況、現在の除染の状況等考えればですね、来年3月までということではなくて、指定期間の延長も当然必要になってくると思えます。

なお、復興庁の予算が単年度というものについては、被災自治体の復興支援ということを考えれば自治体が、柔軟な判断が出来るそういう予算措置を求めていくべきではないかと。復興支援のあり方も含めて町長の見解をお尋ねしておきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、柔軟な対応をしてくということが大変必要だと思いますが、ただこの財政の会計年度が4月1日から3月31日という決まりがあるものですから。その辺は、柔軟に対応していただきたいということは要請しますが、中々この制度を破るのは難しいのかということをご理解をいただきたい。このように考えております。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第65号 浪江町帰還支援一時宿泊所指定管理者の指定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

**◎議案第66号の質疑、討論、採決**

○議長（吉田数博君） 日程第5、議案第66号 土地及び建物の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） この文言のことなんですけども、地目又は種類という中で、この用悪水路と書かっていますが、あまりこの地目で用悪水路という文言はあまり聞かないんですが。この点を説明お願いいたします。

それから、もう一つは、過日、この水路が崩落した場所がありまけども、その水路は買収の中に入っているのかどうか。そして、その管理というものは、こう誰がやっていくようになるのかお伺いをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。この地目又は種類ということで、用悪水路と表示してあります。これは、登記地目上の表現でございまして、排水路というか、用水路、用悪水路という形で、水路という形でご認識していただければと思っておるところでございします。

それから、この南側の斜面が崩落したところというところで、これにつきましては、日本ブレーキの部分については、日本ブレーキで管理をするというか、この買収に当たって話はしたところでございます。あと民地部分も係っている部分については、これは災害ということもございしますので、公費で負担する部分という形で今日本ブレーキと町とで、その区分です。それについては、協議しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） この協議をしているとそういう中で協議をして、これが入っていれば、これは町で管理するようになるということによろしいですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 町で補修をするというか、修繕する部分については、あくまでも日本ブレーキの敷地外という形の民地部分と。藤橋の地権者の方が居るんですが、そこについてはやはり公費で修理すべきだろうという形で協議しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 復興再生の事業としては、極めて大きな事業になると考えます。そこで一つは、産業団地造成後の進出企業について町は具体的な見通しはあるのかどうかということです。莫大な投資になるということから考えれば当然だと。その他、被災自治体で県外企業が国の様々な復興支援の制度を活用して、進出はしてみたものの従業員が集まらないということで、事実上の撤退。ただ、国の制度を利用しているので形はそのままという現状も近隣町村にはあるということも事実でございます。そうしたことも含めて産業団地整備事業。これはこれとして復興再生のためには、必要な事業だとは思いますが、その後の見通しをきっちり立てた上で、事業展開する必要があると。今後の見通しについても議会側にお示しをいただきたいと思っております。

それから、細かい単価は良いんですけど。例えば宅地。それから、原野山林等の㎡単価。評価は不動産鑑定に基づくということだと思いますから、㎡単価はどの程度なのかと。それから、建物評価についても私調べてませんが日本ブレーキが進出してきて約20年近くなるのではないかと思います。建物についても1億2500万円。単価計算はしておりませんが。そのまま再利用出来るのか、出来ないかということで取得物件の価値の問題が出てくると思いますが、そう安くはないと思います。これについても、どういう単価になるのかと。それから、建物の再利用についてどんなふうを考えているのかと。出来るのか、出来ないのかということについてお尋ねをしたいと思います。

**○議長（吉田数博君）** 答弁者、産業振興課長。

**○産業振興課長（岩野善一君）** ご質問にお答えいたします。この日本ブレーキの再利用につきましては、現在のところ、協議している企業については3社ほどございます。アスファルト製造業者とか、コンクリート二次製品業者とか、放射線遮蔽の製造業者等と協議をしているところでございます。あと、これで全て日本ブレーキの跡地に入るということではございませんので、まだ入る容量はございますので、町としましても今後この跡地にどういう企業が入るかということは戦略的に色々な誘致企業をしながら進めてまいりたいと思っております。

それから、山林原野、この㎡単価でございますが、これにつきましては、不動産鑑定をかけて土地については20筆で一括6億6500万円。不動産鑑定の単価では6億6600万円ほどという形で、若干それを下回ったという形でございます。建物については、3棟事務所と食堂と更衣室については、新築年度が新しいということで、それか

ら、そのほかに構内の付帯設備等も合わせまして、これも不動産鑑定をかけたところで1億2500万円という形で、現在建物については、進出企業があるかどうか。事務室等で利用価値がありますので、これらについては、今後詰めていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 産業団地整備事業後の企業進出については、3社と協議中ということで、まだ特定はされてないと受け止めたんですけれども。3社の中から進出企業を決定する可能性が極めて有望だと。進出企業について決定できると。そういう見通しがあると判断して良いのかどうかと。これもちょっと先々の話になりますけれども。町として藤橋地区の産業団地整備事業。大きな話になりますけれども、残りの土地もあると。それも売却するということですから。それらも含めて、今後の産業団地に進出する企業を誘致ですね。これは働きかけてはいると思うんですけども。土地は買って見たものの正直、販売戦略上、あるいは事業展開上、浪江町の進出は厳しいと。あるいは、雇用関係が厳しいということも十分考えられ得ることです。その上で、今後の企業誘致展開のその戦略というか、町としての基本方針について簡潔にお示しをいただきたい。それから建物についても利用出来るというお答えがありましたけれども。それは、築何年だから利用の可能性があるとということで、必ずしも、取得事業者が決まっているわけでもないわけだから。建物の利用についても引きぎみに見ても5：5だと思うんです。そういう点では、不動産鑑定士の評価ということにはなるけれども。再利用の可能性があるか、ないか。不透明な状況の中で1億2500万円の物件取得は必ずしも安くはないと私は思います。仮に、再利用出来るという場合には、それは進出企業に取得をしてもらおうと。こういう対応になるのかどうかと。用地も含めてだね。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。この企業誘致の戦略というか、考え方といたしましては、町は、やはりこの日本ブレーキの跡地も然り、それから大平山、それからエスエス製菓の北、産業団地ですね。それらも含めまして、やはり雇用の場の確保という形で、これは内外にやはり宣伝、戦略を持ってですね。企業誘致に当たるといって形は変わりございません。やはり、日々毎日それは、企業誘致を取り組んでいくということでございます。

それから、建物の利用でございますが、これについては、一応こういう形で求めましたので、再利用出来る形で、今後企業と入居交

渉していきたいと思います。貸す形でございますが、一応賃貸という形で考えているところでございます。加速化交付金を充ててますので、賃貸。ただ、その賃貸料については維持管理料程度で、要するに町はその利益を業としてやっては駄目だという形でございますので、最小限の維持管理料が発生する程度の賃貸料をこれから決めて交渉を当っていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 企業誘致の方針の件については、議員ご案内のとおり3000社ほど全国の会社にアンケート調査を取っております。そういう中で、避難指示の解除が出来れば適地があれば企業を進出してみたいという会社もございます。

さらには地元の事業者、地元で再開したいという方々もいらっしゃるしまして、何とか日本ブレーキも適地ではないかというような判断をなさっている企業もあります。そういうことで、先ほど課長が答弁しましたように、雇用の促進にも繋がるということだと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 最後に進出企業についてなんですけども、最初、課長が3社と協議中だというお答えでした。一步踏み込んで、協議中ということであって、3社の中から絞り込む可能性が絞り込むことが出来るのかどうかと。絞り込む可能性が極めて高いと。有望だと。進出の有望企業があると判断出来るのかどうかということです。

それから、町長が答弁された地元業者が、あそこで再開したいとこういう希望に応えたいという取組みについて私は非常に重要だと思うんです。

従って、もう既にやっていることではあると思うんですけども、商工会との協議。あるいは、町は町として、いわゆるその地元企業に対する地元再開の働きかけ、これが今後非常に重要ではないかと考えます。今回の産業団地整備事業と合わせて、今後の町の取組みについてお示しをいただければと思ひます。

○議長（吉田数博君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 今3社と協議中ということですが、敷地の広さから考えて進出していただけると。町としても非常に有望な企業だということであれば、3社全てに進出していただきたいと考えておりまして、またその他にでもまだ敷地に若干の余裕があるものですから、その他でも進出したいという企業があれば今後探っていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 宮口副町長。

○副町長（宮口勝美君） お答えいたします。馬場議員からご質問がありました。地元企業の進出の関係であります。実際、町でも地元でやっていた企業の皆さんの再開に向けて工業団地等の発信をしております。

そういった会社につきましても、こちらの藤橋につきまして、そういったところの案内もしておりますので、当然入っていただけるというか、その枠は取ってあるということでご理解いただければと思います。

今後とも新たに、今の場所以外で新たに始めたいと。再開する場所を求めているという地元の企業の皆さんとは打ち合わせを含めてやっている状況もございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（吉田数博君） その他質問ありませんか。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第66号 土地及び建物の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第6、議案第67号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第67号 土地の取得についてを採決いたします。  
採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第68号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 一つ確認ですけれども、取得の相手方で、双葉郡浪江町大字北幾世橋字荒井20番地。そして、この土地の取得についてというところで、同じくこの20番地が畑になっておりますけれども、それを間違いがないか確認したいということが一つです。

それから、もう一つは、防災集団移転事業は、一般的には集落が一括りの中で、移転措置というそう思いますけれども、それを荒井の部落の場合には、2カ所に分かれているというのはどうしてなのか。これをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（安倍 靖君） 質問にお答えいたします。まず住所の関係で、取得相手方が、北幾世橋字荒井20番地。後ろの明細でいきますのと、ご質問にあったのは北幾世橋字荒井前ということで、違う土地でございます。ということで土地種目が間違っているわけではございませんので、ご了承いただきたいと思っております。それから、荒井地区が2カ所に分かれているということでございますが、移転促進区域は、津波の浸水域2mを超えたところを大体指定させていただきましてけれども。荒井地区については、自宅が残っている方がほとんどでございますので、地区のその指定の際に、1軒、1軒ちょっと意向を確認しまして、移転希望のある方については、移転促進区域内に設定させていただいたことでございますので、このような図面のように2カ所に分かれるようなかたちになったということでございます。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） この地域は、1mぐらいの浸水っていうか、そういうことで緩やかな方で、アンケートを取ってやられたということですが、そういう中で、緩やかな地域の中で、この赤線と赤線の間のところの土地屋敷が防災集団に移転に入れてほしいという希望があった場合には、それは該当しないんですか。それとも、

緩やかな地域の中で、そういうところを該当するということになっていくんですか。

- 議長（吉田数博君） まちづくり整備課長。
- まちづくり整備課長（安倍 靖君） お答えます。移転促進区域については、公告行為でございますので、今後変更については可能でございますので、そういったご意向があれば協議したいと思っております。
- 議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第68号 土地の取得についてを採決します。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第69号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第8、議案第69号 工事請負契約の締結について（幾世橋住宅団地(第1工区)造成工事)を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論に入ります。討論ありませんか。  
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより議案第69号 工事請負契約の締結について（幾世橋住宅団地(第1工区)造成工事)を採決いたします。  
採決は起立により行います。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
[起立多数]
- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。
- 

#### ◎議案第70号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第9、議案第70号 工事請負契約の締結に



ついて（棚塩排水機場他撤去工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 先ほどの議案提案で、中浜の排水機場は撤去後の際、工事はしないということですが、要するに、大雨時の冠水被害。あるいは、満潮時のその冠水等。排水施設が必要だから設置して置いたと思うんですけども。棚塩については、再敷設工事をするけど。中浜の再敷設の計画がないということですが、地球環境の話は別にして私は必要な場所ではないのかと。今後どうあそこが利用されていくかはまた今後の問題だと思うんですが、これまで必要があって、その役割を十分果たしてきたという施設だけに撤去後の再整備の計画がないというのは、いささか腑に落ちないんですけども。なぜ、再敷設の計画がないのか。必要性がないのか。必要性がないという判断の根拠はなんなのか。お示しいただければと思います。

**○議長（吉田数博君）** 答弁者、産業振興課長。

**○産業振興課長（岩野善一君）** お答えいたします。中浜排水機場については、この議案第70号の資料の中にも記載してあるんですが、今後、防災林の土地利用と農地としての受益面積が少ないっていう形ということから、今後土地利用と一緒にあそこの地区をどうするかという形で検討していくところでございます。

ですから、今後あそこがどういう形になるか。町として農地として活用します。それから、それ以外の部分で活用しますとか。大雨とか、そういう部分もあるんですが、そこも含めて総合的に今後検討してまいりたいと思います。今回のこの撤去工事と合わせて棚塩は計画があるんですが、中浜も一緒にやるっていうところまでは東北農政局の国との整理はまだついていないという現状でございます。

**○議長（吉田数博君）** 15番、馬場君。

**○15番（馬場 績君）** 今までの取得一覧、私は調査してないからですけども。中浜もね、町が津波浸水危険区域ということで、取得されているのではないかと。今課長の答弁では、農地としての利用計画が少ないと。今後の利用計画との関係で、再敷設も有り得るといふ趣旨の答弁がありましたけど、私は、町民のその復興への希望を与えるためにもあるいは、そうですね。土地の利用も含めた復興への希望を与えるためにもその中浜の排水機場の再生ビジョンについて町は近いうちに再整備するという方針を明確に示すべきだといふふうに考えておりますが、そういうお考えはあるのかどうか。お尋

ねをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 中浜の新たな排水機場の設置ということでございます。これについては、議員お質しのとおりですね。やはりあったものがなくなるというそういうこともございますので、原課としましては、現在のところ、今ここにお示ししている今後土地利用と一緒に考えていくというところでございます。それ以上、ご答弁出来ませんので、ご意見があったというところで収めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 東北農政局とも、大分この件については協議をしております。

従って、地元の行政区ともこの土地利用計画については、きっちり話し合いをしながら、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第70号 工事請負契約の締結について（棚塩排水機場他撤去工事）を採決します。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 1点だけ。7ページですね。いこいの村のログハウスの移転敷設に伴う、調査測量設計。今回、2300万円ほど計上されております。そこで、いこいの村そのものですね。非常に線量が高いということは町長もそれから担当課長もご存知のとおりで

す。この事業は、今後進められる事業ではありますけれども、交流宿泊の拠点にするということであれば、いこいの村周辺の徹底除染は徹底すべきだと考えております。単なる調査測量設計に限定しないで、今後の施設そのものが、町民が安心して使われるようなそういう対策を取るべきだと思います。これもトータルな問題ですので、町長から一言お答えいただければと思います。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 確かに線量は高いというご指摘のとおりでありまして、ただ、自然減衰で若干減ってはきております。しかしながら、やはり線量が高いところは、徹底的な除染をやっていくということで、環境省と8月中、来月ですね。除染を本格的にやるという進捗になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第71号 平成28年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付された事件は、すべて終了いたしました。

---

### ◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 臨時議会が閉会されるにあたって、私から1点ご報告を申し上げたいと存じます。

まず最初に、議員各位におかれましては酷暑の中、熱心にご審議をいただき提案いたしました全ての議案についてご賛同いただきましたこと厚く御礼申し上げたいと存じます。現在、除染後の農地保全活動を行っている復興組合から、町内の夜間滞在についての要望がありまして、町が内閣府に対しましてこれまで幾度か要請を行っ

てきたところであります。このことについて今般、国から農業者の例外的な夜間滞在について可能にするとの回答を得たところであります。町としましては、農業者が酷暑期、期間中の屋外作業が続いていること。また、夏季期間中の早い段階での夜間の滞在を望んでいること。避難先との通勤上の安全性の確保の観点からも、8月初旬からの夜間滞在を承認する方向で国に協議したいと考えております。

なお、夜間滞在実施に当たりましては、警察署、消防署とも連携を取りながら、防犯上の対策を講じてまいりたいと思います。

終わりに議員各位には、酷暑を迎え健康には特に留意されまして、今後の町政推進のため一層のご活躍をご祈念してご報告とさせていただきます。

どうも、ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成28年第4回浪江町議会臨時会を閉会とします。

（午前11時14分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成28年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 山 崎 博 文

署名議員 若 月 芳 則